

令和4年8月26日

上尾市議会議長 渡辺 綱一 様

議会改革特別委員会

委員長 尾花 瑛仁

議会改革特別委員会の調査を行った概要について、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和4年7月25日（月）午前10時33分～午後3時40分
- 2 場 所 上尾市役所議会棟第2委員会室
- 3 調査事項
 - ・議会報告会（意見交換会）について
 - ・請願者の意見陳述について
- 4 調査先
 - ・上越市議会
 - ・堺市議会
 - ・大津市議会
- 5 参加者
 - (1) 委員 次ページのとおり
 - (2) 事務局 議事調査課長 谷川 義哉
議事調査課主査 鈴木 知哉
議事調査課主任 星井 智也

議会改革特別委員会 参加者名簿

No.	氏 名	所属会派	期数	そ の 他
1	ハラダ ヨシアキ 原田 嘉明	上尾同志会	1	
2	トドロキ シンイチ 轟 信一	日本共産党上尾市議団	1	
3	シンドウ リュウイチ 新道 龍一	上尾同志会	2	
4	オガワ アキヒト 小川 明仁	彩の会	3	
5	イノウエ トモノリ 井上 智則	公明党上尾市議団	1	
6	ヒグチ アツシ 樋口 敦	政策フォーラム・市民の声あげお	1	
7	トノベ ナオノ 戸野部 直乃	公明党上尾市議団	2	
8	イケダ タツオ 池田 達生	日本共産党上尾市議団	2	

※尾花 瑛仁委員長、鈴木 茂副委員長は欠席

議会改革特別委員会 オンライン調査報告書

(令和4年7月25日)

目次

上越市議会.....	1
①議会報告会（意見交換会）について.....	1
②請願者の意見陳述について.....	5
堺市議会.....	7
①議会報告会（意見交換会）について.....	7
②請願者の意見陳述について.....	11
大津市議会.....	13
①議会報告会（意見交換会）について.....	13
②請願者の意見陳述について.....	19
調査結果(まとめ).....	22
①議会報告会（意見交換会）について.....	22
②請願者の意見陳述について.....	24

上越市議会

午前10時33分から午前11時55分まで
(接続トラブルにより中断。午前10時55分から再開)

市の概要

- ・人口：185,710人（令和4年7月1日時点）
- ・面積：973.81平方キロメートル
- ・議員定数：32人
- ・議会改革度調査2021総合ランキング：25位

調査の目的

上越市議会では、市民向けに議会報告会・意見交換会を各地域で実施しているほか、平成28年度から様々な世代や団体の方々との意見交換を行う「各層との意見交換会」に取り組んでいる（令和3年度は、地域協議会会長、飲食・宿泊事業者、町内会とそれぞれ意見交換会を実施）。議会報告会（意見交換会）の実施方法だけでなく、関係団体を対象とした議会報告会（意見交換会）の運用や成果などを学び、今後の検討に資するため、調査を実施する。

①議会報告会（意見交換会）について

説明

現在は5月、11月にそれぞれ4地区で開催し、市内16地区を2年で一巡するようなローテーションで市施設や公民館等で開催している。主に平日の夜間に開催しているが、4地区のうち1地区については休日の昼間に開催し、なるべく参加してもらえるように工夫している。

会場設営や受付、当日の進行などはすべて議員が自ら行う形である。司会は広報広聴委員会の正副委員長、定例会の報告は正副議長、常任委員会の報告は各常任委員会の正副委員長がそれぞれ行っている。前半の約55分間を定例会の報告、後半の約25分間を参加者との意見交換としている。定例会及び常任委員会の報告については資料を作成して説明を行い、その後質疑応答という流れである。

上越市議会①議会報告会(意見交換会)について

周知方法としては、ホームページ、Facebook、議会だよりのほか、ラジオ、市施設へフライヤーを設置、町内会長及び地域協議会委員にフライヤーを配布などしている。当日は次第、定例会報告、常任委員会報告、議会だより、アンケートを配布している。

参加者数は令和3年度、令和4年度は50人前後で推移し、60歳代以上が半数以上を占めている。参加者の固定化という観点では、町内会役員や地域協議会委員など、地域で特定の役割を担っている方の参加が多いことによるものである。

そのほか、各種団体等とテーマを設定して意見交換会を開催している。より幅広い方と意見交換し、多様な意見を把握するため、これから開催手法を見直さなければならない。意見交換会のテーマは決めずにフリーで行っている。司会の民間委託については検討していない。開催にかかる費用としてはフライヤーの印刷代として年間55,000円かかっている。

議会で行われた議案等の審議や審査の内容を報告する機会があること、市民の皆様から直接ご意見を頂き市政に反映させる機会があることはメリットである。年齢層や性別の偏り（町内で役割を担っている方ということもあり、60歳代以上の男性が多い）は課題であり、休日の日中に開催する等の工夫をしているが、参加人数の増加にはなかなかつなげていない。

地方自治法や会議規則により議員派遣の手続きを行っている。議会報告会においては議員個人の考えにならないように、議会としての見解を答えることが原則となっている（意見交換会に熱が入り、議員個人の見解を述べてしまうことがたびたびある）。その場で答えられない質問が出た場合は連絡先を確認し、調査した後に回答することも稀にある。市民から議会報告会等の開催を求められた場合の対応は特に決めていないが、飲食・宿泊事業者からコロナ禍における地域経済の実態について意見交換したいという申出があり、意見交換会を実施した例もある。

議会報告会等の結果の活用方法としては、まず広報広聴委員会で市民の意見や質問について、行政側へ意見を伝えるもの、当日の回答通りとするもの、議員全員で認識しなければならないもの、所管の委員会で検討してもらうものなどに整理する。次に課題調整会議でその整理したものについて対応方針を協議し決定する。委員会でさらに検討が必要とされた事項で、委員会でも結論が出ないような事項については、政策形成会議を設け、専門的に検討を行い、最終的に政策立案や政策提言につなげていく、というシステムがある（政策形成会議の設置は近年事例が無い）。

質疑応答

議会報告会(意見交換会)への議員の割り振り方は、全議員が一度は参加するような形なのか。

司会を行う広報広聴委員会の正副委員長と、報告を行う正副議長、常任委員会正副委員長を除く議員については、会派人数によって会場ごとに人数を振り分け、会場運営や受付、写真撮影など担当の分担をして出席している。担当ではない時は傍聴に行ったりもしている。必ずしも議員全員が参加しているわけではないが、できる限り持ち回りを分担して協力しているのが現状である。

正副議長や常任委員会の報告の際に使用する資料はどのように作成しているか。

正副議長の報告資料については議会事務局職員が作成し、常任委員会の報告資料についてはそれぞれの正副委員長が作成している。

ホームページに記載されている令和4年5月に実施された議会報告会(意見交換会)の市民アンケートでは、「もう少し意見の時間が欲しい」という意見が見受けられたが、対応は。

言いたいことも言えて聞きたいことも聞ける、ということが重要であり、各常任委員会が実施している各層との意見交換会とも並行して、これから協議して改革していかなくてはならないと考えている。

これまで開催してきた中で、意見を述べたい方全員が、時間内に意見を述べられたことがあったか。

時間内で全て意見を聞くことができたこともあれば、時間により打ち切ったこともある。

コロナなどで意見交換会に参加したくてもできない方もいると思われるが、オンラインの活用など、何か検討していることはあるか。

リモートで行うことについては話題に挙がっており、オンラインの会議も試行することとなっている。

当日の配布物等も印刷するとすると、年間55,000円では足りないと思われるが、費用捻出はどのようにしているのか。

フライヤー印刷代として年間55,000円かかるものであり、参加者に対する資料については、市長部局で印刷する部署がありそちらにお願いしているため、議会の予算としては計上されていない。

周知方法として、新聞やラジオが挙げられているが、費用はかかっているのか。その内容について。

周知方法に記載されているものはすべて費用がかかっている。新聞については、市広報部局に地元の新聞で広告枠があるため、一緒に掲載してもらっている。新聞は上越タイムスというローカル紙を利用し、市としては1ページの枠があり、その中の一区画を使っている。ラジオについてもFMじょうえつというローカルの番組で市の行事等をPRする枠があり、それを利用している。

各層との意見交換会について、団体とテーマの決め方は。

各委員会の中で協議して決定している。団体とのつなぎ役を広報広聴委員が行っており、意見交換会を行う団体が決まっていない場合、広報広聴委員会で提案することも可能である。

課題として検討されていることは何か。

参加者の固定化、マンネリ化している点が課題である。それを打破するために議会モニター制度や市民議会、オンライン意見交換会等、市民にとってより身近な議会となるよう模索をしているところである。

②請願者の意見陳述について

説明

請願が提出された際に、請願者に対して意見陳述の希望について確認を行う。もし希望が無い場合であっても、付託委員会の委員が参考人として招致すべきと判断する場合は、本会議3日前までに委員長へ申し出ることとしている。本会議招集日に委員会を開催し、参考人の招致について協議し決定する。その後、委員長が出席要求書を作成し、議長へ申し出を行い、議長から出席要求書を通知するという流れである。

意見陳述を行う人数は請願1件につき代表者1人とするが、補助者を必要とする場合は2人以内とする。時間は1件につき5分程度としている。上越市議会基本条例に基づき、市民から意見陳述の申出がある場合は原則許可しており、許可の最終判断は議長が行っている。意見陳述の発言の中で住所や氏名を述べる等の決まりはなく、議員は請願文書表により確認できるため、請願者に対して特段指示はしていない。請願者による資料の配布については、資料の内容を確認した上で認めている。

請願者のプライバシーへの配慮については、委員会中継により発言の内容は公開するが、顔が映らないように請願者の背面側から撮影する、請願文書表をホームページで公開する際は、住所、氏名、電話番号の個人情報部分は削除、といった配慮を行っている。

一定の期間に同じ請願者から同じ内容の請願が出された場合も、その都度許可し、意見を聞く機会を設けている。請願者の意見陳述に当たっては参考人招致の手続きと併せて、上越市証人等の実費弁償に関する条例に基づき実費弁償の支払いも行っている。

質疑応答

請願の趣旨説明の時間が5分程度ということについて、請願者から何か意見等あったか。

請願者からは短すぎる、などのような意見は頂いていない。

何割程度の請願者が意見陳述を希望しているか。

2、3割程度が希望している。

上越市議会②請願者の意見陳述について

意見陳述の申出を断ったケースがあるか。また、意見陳述の申出の許可はすべて議長が行っているのか、常任委員会で判断しているのか。

継続審査となった請願について、再度の意見陳述を求められた際に断ったことがある。許否については、所管の常任委員会委員長と相談をした上で、最終的には議長が判断することとなる（委員会の意思が優先される）。



堺市議会

午後1時14分から午後2時19分まで

市の概要

- ・人口：817,407人（令和4年7月1日時点）
- ・面積：149.82平方キロメートル
- ・議員定数：48人
- ・議会改革度調査2021総合ランキング：26位

調査の目的

請願者の意見陳述については、上尾市では運用が始まったばかりであり、議会基本条例にどのように規定すべきか、運用面の問題など、様々な課題がある。堺市議会では、委員会における請願・陳情者の意見陳述について、詳細な取り決めを行い、ホームページで公開している。また、議会報告会についても対面形式のみではなく、オンラインによる議会報告会を実施するなど、コロナ禍においても工夫を凝らして実施をしている。これらの経験を学び、今後の委員会における協議に生かすため、調査を実施する。

①議会報告会（意見交換会）について

説明

議会報告会の開催の根拠は、平成25年4月1日に施行した堺市議会基本条例である。同条例の第22条に「市民に対する説明責任を果たす」「市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組む」という2つの目的があり、議会報告会はそれに対応する形で、議員からの議会報告を第1部、議員との懇談（意見交換）を第2部とした2部形式により毎年度少なくとも1回は実施している。

議会基本条例の策定にあたり、議会基本条例策定のための作業部会を設置し、条文を検討していたが、議会報告会については、一度試行した上で条例案を検討する方針となり、平成24年10月14日（日）に第1回議会報告会を試行という形で開催した。場所は議場で開催し、議員席に参加者、執行部席に議員がそれぞれ着座し、議場に入りき

堺市議会①議会報告会(意見交換会)について

らない参加者については傍聴席に座ってもらった。発言する際は挙手してもらい、1人2, 3分程度の時間を設けた。

これまで11回の議会報告会を開催しているが、参加人数は下降傾向で、議員に声かけなどしてもらっているものの、現状は30名から40名程度の参加人数となっている。途中、第7回では自治連合会協議会で推選された方を参加者としたり、第8回では高校2, 3年生を参加者としたりするなど、対象者を特定して実施したケースもあるが、基本的には公募により参加者を募っている。ただし公募だと参加者の固定化や参加人数の減少などの課題をクリアすることが難しいと感じている。

第1回から第4回までは議場で実施し、全員参加のような形であったため一人当たりの発言機会や時間が少なかった。そのため、第5回ではもっと自由闊達に意見交換ができるように、委員会室に会場を移し、6つの常任委員会ごとにテーブルをつくり、それぞれで意見交換を行い、一定の時間が経過すると参加者は次のテーブルへ移動して意見交換を行う、ワールド・カフェ方式を採用した。なお、ファシリテーターは正副委員長が務め、意見交換終了後、内容について発表を行った。第6回以降では常任委員会ごとにテーブルを2つずつ配置してさらに分散化し、参加者の発言時間をさらに増やせるよう工夫した。最初はテーマを設けず、広く市政全般という内容で行っていたが、議論の方向がまとまらず議論が深まらなかったため、最近では意見交換会全体でテーマを定めて実施している（常任委員会ごとにテーマを定めているわけではない）。また前年度、オンラインによる参加する方法を用意し、参加者は自宅から、議員は議場へ参集して開催を行った（参加者が直接議場へお越しいただくことも可能とすることを考えていたが、コロナ禍により方針を変更した。今年度の実施形式は未定）。

議会報告会のあり方については議会力向上会議において毎年見直しを行っているが、その中で議会報告会の実施内容が形骸化している、本来は議員主体で実施するものだが事務局の負担がかなり大きくなっている、といった指摘があり、今年度の議会報告会の開催については議会力向上会議において現在協議を行っているところである。

質問事項の回答について、まず実施形式としては年1回、場所は議場もしくは委員会室を利用し、地域に出向いての開催は行っていない。1回の開催時間としては2時間から2時間半程度、そのうち議員からの報告については30分程度、そのあと意見交換を1時間から1時間半程度、最後に意見内容の発表を30分程度という内容である。司会進行は議会運営委員会の委員長が務めており、各テーブルのファシリテーターは常任委員会の正副委員長が務めている。

周知方法は広報誌、報道提供、ホームページにより周知しているほか、定例会ごとに正副議長が定例記者会見を実施しているため、その中でPRしている。そのほか議員に

対しては、作成した議会報告会のチラシの配布や、議員が使用しているSNS等でのPRについて依頼している。

当日の参加者の受付や誘導などは議員が実施しているが、チラシや資料、報告内容の作成については事務局職員が担っており、負担が大きくなっているのが現状である。参加者の年齢としては50歳代以上の方が多い（アンケートを実施しているが、多い時は8割近くが50歳代以上）。議会報告会の運営については議員が直接実施するものとなっているため、司会の民間委託については検討を行っていない。開催にかかる費用としてはチラシの作成に伴う費用や、参加者に配布する飲み物代くらいである（2, 3万円程度）。

第2部で実施している意見交換をいかに充実させるかという点が大きな課題であると考えており、たくさんの方がなるべく多くの発言機会を得られるような工夫をこれまでも行ってきている。議場や委員会室で議会報告会を開催しているため、議員派遣の手続きについては行っていない。議員個人の見解を述べることについては、自由闊達な意見交換を行うためにも必要であるため、あらかじめ参加者にご了承いただいた上で参加してもらっている。意見交換会で出た市民からの意見について、議員が本会議で質疑や一般質問で取り上げたりすることもあり、審議に十分に生かしているものと考えている。市長等へ要望として送付したりするようなことは行っていない。

質疑応答

議会報告会で出された意見の取り扱いについて、常任委員会ごとに取りまとめるようなことはしていないのか。

常任委員会ごとにテーマを設定しているわけではないため、出された意見の内容についてテーブルごとに報告し、情報共有はするが、常任委員会ではそれ以上のことは行っていない。

オンラインで議会報告会を開催したときの参加者は15人とのことだが、通常の議会報告会においても参加されている方だったのか、それともオンライン形式だからこそ参加できた方だったのか。

半々くらいであった。議場だと参加しづらいという方もオンラインなら参加しやすいということで初めて参加された方もいた。

オンラインによる開催について、今後の展望は。

議会側の設備の都合上、多くの方を議場へ集めてオンライン会議へ出席させるということが難しく、20名程度が限界であった。近くでオンライン会議を複数設定するとハウリングの発生や、隣の人の声が聞こえてきて音声がかき消えたりといった様々な問題がある。参加者の間でもオンライン会議への習熟度に差があるため、マニュアルを作成したり、事前の通信テストを一人ひとり行ったりするなど、慎重に準備を行ったところ、準備にかなり時間がかかった。議場に直接お越しいただくことで、議場の雰囲気を感じてもらえる点も議会報告会の良さがあると考えている。以上の点を踏まえて、今後の方針については協議をしていく予定である。

②請願者の意見陳述について

説明

※堺市議会では、請願・陳情者の意見陳述を本格実施して以降、請願については意見陳述の実例がないが、意見陳述の方法については請願、陳情とも同じ方法となる。

堺市議会基本条例第21条に根拠規定がある。約2回の試行を経て、平成25年11月定例会より本格実施している。意見陳述の申出について、初日本会議の15日前までに請願・陳情の提出をしてもらうが、その際、意見陳述の申出も併せて行ってもらう

(事務局で意見陳述の意向について確認を行う。意見陳述を行う場合は申出書を提出してもらう。申出書は郵送でも提出可能)。なお、決議文に関する請願・陳情については意見陳述の対象外となる。

陳情は議会運営委員会及び常任委員会が付託先となるが、議会運営委員会であれば大綱質疑2日目終了後、常任委員会であれば大綱質疑3日目終了後に、意見陳述の許可・不許可について、委員会で協議して決定する(大綱質疑：質疑と一般質問の組み合わせ。開会日のあと、大綱質疑日として3日間開催される)。この委員会においては理事者は出席せず、傍聴は室内傍聴のみ認めている。

常任委員会であれば議案審査が終了した後に陳情の審査を行うが、その冒頭に陳述席を設けて意見陳述を行う。陳述者にはお越しいただく大まかな時間を事務局から連絡している(質疑にかかる時間など事前に概算で聞いており、大まかな時間が分かるもよう)。議会運営委員会であれば、委員会終了後にあらためて意見陳述の場を設けている。

請願・陳情1件につき、陳述者は提出者の中から1名としている。ただし、提出者が複数名いる場合は2名まで同席を認めている。意見陳述が終わった後、陳述者用の傍聴席をモニター傍聴席(委員会室とは別室。定員40名)へ設けることができる。委員会室内の傍聴席は10席あるが、傍聴に来る人が多く、そこに陳述者用の席を設けることが難しいためである(もし空いていれば委員会室内で傍聴可能)。意見陳述の順番は当日順番を決めるくじを行い決定する。陳述時間は請願・陳情1件あたり3分以内としている。

陳述者は意見陳述の前に住所、氏名(団体名)を述べてもらうが、その時間は陳述時間に含めない扱いとしている。なお、意見陳述者が委員会において住所を述べることについて、問題等が生じた場合は議会運営委員会において協議することとし、住所を述べることについて、支障の有無と支障がある場合はその理由について、それぞれ意見陳述者に確認する運用としている。委員と陳述者の間で質疑はできないこととしている。

堺市議会②請願者の意見陳述について

委員会開会中、陳述者の資料配布は可能だが、パネル・スクリーンの使用は不可としている。また、意見陳述実施時の理事者、傍聴人の出席については、通常の委員会開催時と同様としている。

意見陳述については、許可・不許可の決定のための委員会も含めて、全て議事録に掲載する。ただし、陳情者の不穏当発言（個人の氏名を述べてしまうことなど多々ある）があった場合は、委員長の職権又は陳述者からの取消しの申出により、議事録に掲載しないこととしている。陳述者の費用弁償については支給していない。陳述制度については広報、ホームページ等に掲載している。また、議案と同様の内容の請願・陳情については、議案が議決された場合は一事不再議と同様の考えに基づき、意見陳述を行わない扱いとしている。

質疑応答

質疑は無し。



大津市議会

午後2時45分から午後3時40分まで

市の概要

- ・人口：344,894人（令和4年7月1日時点）
- ・面積：464.51平方キロメートル
- ・議員定数：38人
- ・議会改革度調査2021総合ランキング：16位

調査の目的

大津市では議会報告会としての実施は過去1度のみであるが、専門的知見の活用として、関係団体との意見交換会を実施している点が特徴である。意見交換会は、対面形式のほか、オンラインでも実施し、それらの映像を「大津市議会 YouTube チャンネル」において一般に公開することで、議会への関心を高める一助としている。また、全国的に見ても意欲的に議会改革へ取り組んでいる議会でもあることから、各調査事項のほか、議会改革先進地の改革への取り組む姿勢についても触れることで、今後の議会基本条例制定へ向けた協議に資することを目的とする。

①議会報告会（意見交換会）について

説明

※大津市議会では、議会報告会としての開催は近年しておらず、各種団体等との意見交換会についての説明となる。

大津市議会では、市民に開かれた議会を目指して、様々な団体や学生と市政の課題やまちづくりなどについて意見交換を行い、議会の広聴機能の強化・充実に努めている。平成26年に議会広報編集委員会を「議会広報広聴委員会」に名称変更し、従来の議会だよりの編集だけではなく、広聴機能の強化を図ることとした。また平成27年には、議会で定めている議会ミッションロードマップ（議員任期4年間で議会として取り組むべき項目を設定し、年次的に進める議会版の実行計画。市民に公表もしている）の任務に「専門的知見を有する職能団体との連携強化」と「若者の議会への関心と投票率向上

大津市議会①議会報告会(意見交換会)について

の仕組みづくり」を設定し、広聴機能強化の推進を図った。令和元年度から次期計画であるミッションロードマップ2019に移行しており、「専門的知見を有する職能団体との連携強化」についてはおおむね達成したことから完了とし、「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」について継続テーマとして現在も取り組んでいる。

従前から毎年3、4つの各種団体と意見交換会を開催しており、特に大津市医師会や、おおつかがやきネットワーク（女性団体）とは30年以上の歴史がある。そのほか大津市歯科医師会や、大津市薬剤師会、龍谷大学政策学部ゼミ生、市内高校生など、多種多様な団体と意見交換会を実施している。原則、開催を依頼した側がテーマ案を提示し、双方の協議の上で決定している。また、相手方の団体の特性に応じた市政課題をテーマとするようにしている。

広聴活動が政策立案につながった事例として、龍谷大学政策学部ゼミ生、インターンシップ生（立命館大学）、市内高校生とそれぞれ意見交換会を実施し、継続的に聴取してきた若者の意見や提案を政策検討会議の議論に生かし、平成31年3月に選挙管理委員会と教育委員会へ提言書を提出した事例がある。「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」において、学生をはじめとする若者の政治に対する関心の低さ、低投票率の状況を踏まえ、市政や議会への関心と投票率の向上を図るため、平成29年6月に政策検討会議を立ち上げ、検証や議論を進めてきた。大学生や高校生との意見交換会を進めていく中で、政治との距離感や選挙教育などの課題を共通認識し、課題解決に向けた方策について、大津市教育委員会や大津市選挙管理委員会とも意見交換を行った。若者をはじめとした市民への政治への関心の高揚、投票時の利便性向上の観点から、提言事項をまとめている。

大津市医師会との意見交換会では、がん対策推進条例の制定を位置付けて議論していく中で、がん対策推進条例制定を見据え、平成27年度からは「がん対策について」をテーマに大津市医師会と継続的な意見交換を実施し、平成28年4月に議員提案による「がん対策推進条例」の制定につなげた。

大津市歯科医師会とは、平成28年から意見交換会を実施しているが、専門的な見地からの意見を踏まえ、歯と口腔の健康推進政策の必要性を議論することで、ミッションロードマップ2019の実行テーマに「歯と口腔の健康づくり」を選定することとなり、政策検討会議を立ち上げ、議論を行っている。

これまでの意見交換会では、多くの参加者を募ることで、多様な意見による議論の活発化を狙い、一堂に会する対面式での開催を行うことでお互いの心的距離感を縮め、テーマ別グループ単位での議論や発表を行うことで、議論内容の深化、情報共有による理解促進を図ることができ、その本旨を達成してきたものと考えている。しかし、令和2

年より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一堂に会する対面式での開催が難しくなり、意見交換会を開催することができなかった。このような感染症が発生しているときにおいても、議案審査等に対応できる議会を構築するため、大津市議会ではオンライン会議システムを用いた、オンライン本会議やオンライン委員会の開催検討を始めた。現在の地方自治法上では、本会議の出席とは現に議場にいること、と解されているため、オンライン本会議の開催はできないことから、総務大臣、デジタル担当大臣への直接の要望活動（オンライン本会議開催に向けた法改正を求める意見書の提出）などを議会活動として行ってきた。なお、委員会は本会議と異なり、オンラインでの開催も可能である旨、総務省から見解を示されており、大津市議会では令和3年度中に実際に各常任委員会をオンラインで試行的に開催した。そのような中、令和2年度に開催できなかった各種団体等との意見交換会についてもオンラインでの開催可能性を検討し、実施することとなった。

市内高校生との意見交換会については、平成27年に開催してから途絶えている状況であった。理由としては県教育委員会や市内の高校と関係を築く機会が無かったということが挙げられる。当時の議長の公約で若者との意見交換及びオンライン意見交換会の開催が掲げられていたことと、政策検討会議においても同趣旨の意見交換を実施すべきとの議論が出されていたことから、当時の議長が自ら関係性の深い近隣高校へ打診され、高校側が意見交換会を快諾された。オンラインによる開催であれば感染症対策にも資することから開催が決定された。大津市議会では平成26年からペーパーレス化や効率化を目的に議員へタブレット端末を配備しており、学校側もGIGAスクール構想の一環でタブレット端末をすでに導入されていたことから、状況は整っていた。実際に参加した生徒からは、一票の差で議員の当落が変わることでその後の政治も変わっていくことが分かり、一票の重さを感じた。初めて議員と話し、政治に関し多くのことを知れたので関心が深まった。友人に今回の意見交換会について話し、色々な人に投票に行ってもらえるように言っていきたい、などの前向きな意見をいただくことができた。議会側からは高校生の政治に対する率直な思いを聞き、政治に対する距離感を感じた。政治をもっと身近に感じるためには高校生からの提案や意見を参考に今後の活動につなげていければ、などの意見が出されている。

大津市医師会とは、昭和54年から意見交換会を実施しており、令和2年度はコロナ禍のために開催できなかったものの、先方からぜひとも実施したい旨の打診があり、オンライン意見交換会が実現した。

実施したオンライン意見交換会については、従来の対面型の意見交換会と比較して、効果は遜色ないものと認識しており、実効性についても問題ないものと考えている。

オンライン意見交換会の課題としては、相手方との綿密な調整と運営人員の確保が、従来の対面型の意見交換会以上に求められる点が挙げられる。使用するソフトの違い（操作感や見た目などの類似点もあるが、機能については大きな違いがあり、それぞれのソフトへの対応が必要となる）、参加人数の調整（100名以上の参加が可能となっていることが多いが、実際に運用する際は30名程度が限界と考えられるため、参加希望者が多い場合は調整が必要）などの課題もある。また、オンライン会議システムの分野は年々需要が増大していることから、各社が技術革新により新たな機材やソフトが提供している、同じソフトであっても使用する機材が異なると対応に苦慮することも想定される、ということもあり、議員や議会事務局職員のスキルアップを常に行う必要があることも課題である。また、意見交換会を継続し、広く多様な意見を聞くという広聴の本旨を達成するためにも、各種団体との関係構築も課題として挙げられる。

オンライン意見交換会はコロナ禍において有効な手段と認識している。そのため、今後各種団体が意見交換会を希望する場合は、状況に応じてオンライン開催を案内し、意見交換会の開催機会を確保していくことを考えている。ただ、従来型の対面式の意見交換会はオンラインによる開催とは別の利点があることから、今後の社会情勢を勘案しながら開催を模索していきたいと考えている。

質疑応答

過去に地域向けの議会報告会を開催されたことがあるとのことだが、各種団体との意見交換会に舵を切られた要因は何か。

平成25年に各常任委員会で地域向けの議会報告会を開催した事例があるが、参加者数は平均30名程度しかおらず、想定よりも参加者数が少なかったことや、質問があまり出なかったこと、議会関係者や議員が声掛けをして来てもらった人ばかりで、一般の参加者が少なかったこと、などの課題があり労力対効果という観点から見直す方針となった。

高校生など若者に対する主権者教育という側面もあるかと思うが、具体的な効果について、把握していることはあるか（投票率が向上したなど）。

昨年度から本格的に実施し始めたということもあり、効果についてはなかなか見えてきていないが、実際に参加した高校生からは前向きな意見を頂いており、仮に政策立案につながらなかったとしても、未来を担う若者たちの興味関心を少しでも引くための方策として非常に有意義であると考えている。

今後、職能団体とだけではなく、一般の市民の方々との意見交換会の開催については検討しているか。

現在行っている関係団体との意見交換会は、伝統的に行ってきたものもある。意見交換会という位置づけでは市民に対して行うことは予定していない。市民については各議員と関係性の中でやり取りをしていただく形である。ただ、そのような取組みも大津市議会としては検討していく必要はある。

意見交換会への議員の参加はどのようなルールで行っているのか。

日時について事務局で調整を行い、議員に広く参加を募るという形が一般的である。ただし、相手方の人数や、オンラインによる開催、コロナ禍での対面式による開催などの場合は全員の参加が難しいため、会派ごとに人数を按分して参加者を決めている。

意見交換会のテーマは議会側が決めるのか、団体側から要望を受けてテーマを決めているのか。

団体側からテーマの要望を受けて、議会側と協議した上でテーマを決定している。

意見交換会は事務局が依頼を受けて段取りなどの調整を行っているのか。議員は事務局からの案内をもとに参加するという形なのか。

おおむねその通りである。きっかけについては、団体からの話を事務局が直接電話で受けることもあれば、議員が団体から相談を受け、広報広聴委員会で協議して開催に至ることもある。

意見交換会はもともと事務局が受付や調整を行っていたのか、それとも最初から議会広報広聴委員会のような委員会が担当となっていたのか。

意見交換会がどのように開始されたのかについては昭和の頃の話ということもあり、把握していない。現状は意見交換会を開催するかどうか、あるいはテーマなどについて、基本的に議会広報広聴委員会で協議を行っている。

ミッションロードマップの進捗状況は。

現在のミッションロードマップ2019は令和元年度から令和4年度にかけての計画であるが、現在は「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」について議論を行っているところである。この協議の中で議会側から若者との意見交換会を充実していかうという意見があった。

②請願者の意見陳述について

説明

※大津市議会において、請願は、紹介議員があるもので、本会議で上程、委員会審査を経て採決される取扱いとなっており、陳情は、紹介議員がないもので、全議員にグループウェアで配信される取扱いとなっている。

平成25年、従前の会議規則を会議条例や会議規程等に整理し、「委員会は、請願者から説明のための発言の申出があった場合は、その許否を決定する。」ことについて、これまでは申し合わせで決められていたが、委員会規程に明文化した。請願者から趣旨説明の機会の要求があれば必ず許可すべきとの意見もあったが、趣旨説明の役割は原則として紹介議員の役割であるという意見もあり、必要かどうかは委員会で諮るということとなった。請願が提出されると、委員会付託後（大津市議会では質疑と一般質問をまとめて行い、その後に委員会付託を行っている）に当該委員会を開催し、趣旨説明の可否を諮っている。

平成27年に議会基本条例を制定し、「議会は、その活動に、市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする」「議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聞く機会を確保するよう努めるものとする」という規定を設け、そのうち、「確保するよう努めるものとする」という表現については、平成30年に議会基本条例を改正し、「確保するものとする」に改めている。併せて委員会規程の改正も行い、「委員会は、請願者から請願の趣旨を説明したい旨の申出があったときは、その説明を受けるものとする。ただし、委員会が特にその説明を受けることが適当でないとき、この限りでない」に改め、市民に開かれた議会として、請願の趣旨説明を原則として受けることとした（趣旨説明の機会をほとんど設けているため、許可確認を行うために委員会を開催するよりも、不許可の場合のみ協議を行う方が合理的と判断した）。

請願趣旨説明の手続きの流れとしては、まず請願受付時に、請願者に対して委員会で趣旨説明希望の有無の確認を行い、希望された場合は委員会の予定日や、説明の際の留意事項等について説明し、趣旨説明を行う人や傍聴予定人数を確認する。受付した請願書をスキャナーで取り込み、グループウェアで「趣旨説明を受けることが適当でない場合は事務局へ連絡（3営業日以内）旨、全議員へ連絡している。議員から意見が無かった場合は、趣旨説明を受けることを請願代表者に電話連絡し、委員会付託以降に正式に通知文を郵送している。議員から意見があった場合は、委員長に趣旨説明の許否のための委員会を、委員会付託後に開催する連絡を行い、委員長から委員へ委員会開催につい

での連絡をしてもらう。委員会で許否の決定後、結果について請願代表者に電話連絡し、通知文を郵送する。以上が請願趣旨説明の手続きの流れである。

質疑応答

請願の趣旨説明には時間制限は設けているか。また、趣旨説明者に対して委員から質疑することや、委員から趣旨説明者に対して質疑することは可能か。

趣旨説明は10分以内である（委員会が認める場合はさらに延長することも可能）。委員から趣旨説明者に対して質疑はできるが、逆に趣旨説明者から委員へ質疑はできない。

請願者が希望した場合は趣旨説明の機会を設けるとのことだが、請願の審査に当たっては原則として紹介議員が説明を行うものという認識でよいか。

基本的に請願の趣旨説明は紹介議員が行うものとなっている。請願者から趣旨説明の希望が出された場合は、その発言の機会を設けるものである。実態としてはほとんどの請願に対して趣旨説明の希望があるため、紹介議員が趣旨説明を行うことは少ない。

平成30年の議会基本条例改正の経緯は（市民からの要望を受けて改正されたのか等、改正の理由について）。<資料5ページ>

条例改正の経緯は把握していないが、市民の声を受けてというより、議会自らが議会改革の一環でもっとオープンに趣旨説明を聞くべきであるという意図で改正したものと考えている。

請願者に対し参考人招致の手続きを行っていないとのことだが、その理由は。また費用弁償の支払いも行っていないという認識でよいか。<資料15ページ>

参考人招致については、議会側が必要と判断し、費用弁償の支払いを行って委員会へ招致して説明をってもらうものという認識であり、請願者自らが委員会に来て発言をしたい、という場合について参考人招致は当てはまらないと考えている。費用負担についても自らが委員会に来たいという場合には、議会側が負担するものではないと考えている。

国への要望についてはそぐわないとの意見から、趣旨説明が不許可になったものがあるとのことだが、これは全て不許可ということではなく、ケースバイケースということではないか。〈資料10ページ〉

全て不許可ということではない。趣旨説明の許否を決める委員会の中で、このような発言があったことがあり不許可になった例があるということである。何かルールがあって取り決めをしている訳ではない。



調査結果 (まとめ)

①議会報告会（意見交換会）について

(1) 内容比較 ※大津市議会は専門的知見の活用として開催⇒内容が異なることから記載せず。

	上越市議会	堺市議会
開催時期	年2回 (5月、11月)	年1回
開催場所	市施設や公民館等	議場、委員会室
周知方法	ホームページ、Facebook、議会だより、新聞（上越タイムス）、ラジオ（FM じょうえつ）、防災行政無線、フライヤー設置・配布、報道機関へ情報提供	広報誌、報道提供、ホームページ、定例記者会見、チラシの配布、議員のSNSによる周知
運営	当日の運営は議員が全て行う。 資料は一部事務局が作成している。	当日の運営は議員が実施しているが、チラシや資料、報告内容の作成は事務局が行っている。
時間	約1時間半 前半の約55分間を定例会の報告、後半の約25分間を参加者との意見交換	2時間から2時間半 報告：30分程度 意見交換：1時間から1時間半 発表：30分程度
参加者	50名前後 60歳代以上が半数を占める。	30名から40名 50歳代以上が多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の年齢層や性別の偏り 参加人数が増加しない 	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数が下降傾向 議会事務局の負担の増大 意見交換をどのように充実させるか

(2) 議員派遣手続き

上越市議会	堺市議会	大津市議会
○	×	○

堺市議会

議場や委員会室で議会報告会を開催しているため、議員派遣の手続きは不要とのこと。

② 請願者の意見陳述について

(1) 内容比較

	上越市議会	堺市議会	大津市議会
意見陳述の許否	委員会で決定 (本会議招集日)	委員会で決定 (質疑日)	委員会で決定 (質疑日) ※不許可の意見がある 場合のみ協議・決定
 <u>いずれの市も審査当日ではなく、事前に決定している。</u>			
出席人数	1名 (補助者が必要な 場合は2名まで)	1名 (提出者が複数の 場合は2名まで)	不明
意見陳述時間	5分程度	3分以内	10分以内

(2) プライバシーへの配慮

上越市議会	堺市議会	大津市議会
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会中継により発言の内容は公開するが、顔が映らないように請願者の背面側から撮影する。 ・請願文書表をホームページで公開する際は、住所、氏名、電話番号の個人情報部分は削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見陳述者が委員会で住所を述べることについて、問題等が生じた場合は議会運営委員会において協議する。 ・住所を述べることについて、支障の有無と支障がある場合はその理由について、それぞれ意見陳述者に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願文書表のプレス、一般公開用は氏名・住所の個人情報を削除して作成。 ・基本的に委員会は公開であり公然となることは受付時に説明している。 ・会議録には氏名を含めて発言内容が記載。

(3) 参考人招致手続き（費用弁償の支払い）

上越市議会	堺市議会	大津市議会
○	×	×

大津市議会

参考人招致については、議会側が必要と判断し、費用弁償の支払いを行って委員会へ招致して説明をしてもらうものという認識であり、請願者自らが委員会に来て発言をしたい、という場合について参考人招致は当てはまらない。費用負担についても自らが委員会に来たいという場合には、議会側が負担するものではないと考えている、とのこと。

<全国市議会議長会 第66回全国市議会事務局職員研修会講演録より抜粋>

委員会において、議会基本条例あるいは先例、慣例、そういったものに基づいて請願者あるいは陳情者からの意見聴取を行っています。しかし、本来参考人の手続は必要なんではないかというようなお問い合わせでございます。

これは、結論からいいますと参考人の手続は必要でございます。従来は、委員外議員のときにお話ししたように請願の場合は紹介議員の説明を求めることができるという規定がございました。

ただ、いわゆる議会基本条例とかそういったもので、あるいは議会基本条例がない場合でも、住民参加、開かれた議会、そういった観点から、あるいは紹介議員の説明が不十分だ、いろんなケースがあると思うんですが、とにかく請願者あるいは陳情者ご本人から何か意見を聞きたいというようなケースというのはあると思います。そういった請願者、陳情者への意見陳述の機会を付与する仕組みというのは、請願制度自体には特に何の規定もないんですね。したがって、地方自治法上の根拠があるのはやはり参考人ですということになります。

じゃ、議会基本条例に例えば請願者、陳情者の意見を聞くことに努めるみたいな規定があった場合、どうなるのという話なんですが、議会基本条例に規定があったらといって、直ちに例えば委員会室に来ていいということにはならない。やはりそれは参考人という地方自治法上の根拠が必要なんですよというふうにお考えいただければと思います。